

消防団携帯用投光器  
(ヘッドライト)  
仕様書

市川市消防局

## 消防団携帯用投光器（ヘッドライト）仕様書

- 1 件 名 消防団携帯用投光器（ヘッドライト）の購入
- 2 品名及び数量 ヘッドライト 200個
- 3 納入場所 市川市消防局 警防課  
(市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局3階)
- 4 納入期限 令和4年11月30日（水）
- 5 総 則
  - 1 本仕様書は市川市消防局（以下「当局」という。）において購入する消防団携帯用投光器（以下「ヘッドライト」という。）について必要事項を定める。
  - 2 このライトは市川市消防団員が使用するもので消防活動に適用するものである。
  - 3 このライトは消防活動に十分耐え得る耐久性及び機能性のある優良な製品であること。
  - 4 納入するヘッドライトについては、傷・ムラ・斑点・汚れ・その他外観を損ねるものであってはならない。
  - 5 納品に際しては、当局担当職員および契約課職員の検収を受けるものとする。
- 6 仕 様
  - 【参考製品】 GENTOS HLP-2101  
GENTOS HW-X333HD
  - 1 本体サイズ（ヘッド部）  
W73.1mm 程度×H52.8mm 程度×D38.8mm 程度
  - 2 本体質量  
約 219g（電池含む）
  - 3 電源  
乾電池（蓄電池）使用  
※本発注には乾電池（蓄電池）を含まないものとするが、テスト用電池など  
初期付属品はこの限りではない。

#### 4 明るさ

3段階以上の調光が可能なものとする。

3段階調光が可能な場合における各段階の明るさの基準は以下のとおりとし、4段階以上の調光が可能な場合においては最大値および最小値の基準を満たすこと。

約360ルーメン（最大値）

約160ルーメン（中段階値）

約50ルーメン（最小値）

#### 5 点灯時間

「4 明るさ」の調光段階に応じて、一定の点灯時間基準を満たすこと。

3段階調光が可能な場合における各段階の点灯時間基準は以下のとおりとし、4段階以上の調光が可能な場合においては最大値および最小値の基準を満たすこと。

約8時間00分（最大値）

約18時間（中段階値）

約57時間（最小値）

#### 6 照射距離

「4 明るさ」の調光段階に応じて、一定の照射距離基準を満たすこと。

3段階調光が可能な場合における各段階の照射距離基準は以下のとおりとし、4段階以上の調光が可能な場合においては最大値および最小値の基準を満たすこと。

約164m（最大値）

約114m（中段階値）

約62m（最小値）

#### 7 保護等級

耐塵・防滴（IP64以上）

#### 8 装着部について

装着部は以下に列挙する部品から構成されているか、もしくはこれらに準ずる構造・機能を有していること。

##### 1 ヘッドバンド

ヘルメットの頭頂部および側頭部でヘッドライトを固定するもの。バンドがずれないように内側に滑り止めがあるものとする。

##### 2 シリコンバンド

バンドが横ずれしないよう、ヘルメットの側頭部でヘッドライトを固定するもの

##### 3 バックル

「上記1、2」のバンドに装着し、ヘルメットのサイズに合わせ長さを調節するもの

#### 4 ヘルメットホルダー

「上記1、2」のバンド及びヘルメットに装着し、縦ずれしないよう固定するもの。

#### 7 納入について

- 1 納入のスケジュールについては、事前に担当課と協議するものとする。
- 2 納入物件に製品保証書、説明書が付属している場合には併せて納入すること。
- 3 納入においては、施設内の破損防止に努め、各出入口・階段・移動通路等破損の危険性が高い箇所及び必要がある場所については、必ず養生を行うものとする。
- 4 納入場所のエレベーターの使用は可とする。
- 5 施設及び物品等を破損した場合は、受注者において完全に修復すること。
- 6 納入時に発生する梱包材等は受注者の責任において適正に処分すること。

#### 8 検査

次の項目について検査する

- 1 外観、目視 始動、点灯検査（各部検査）
- 2 数量

#### 9 その他

- 1 入札時刻までに納入する製品を選定し、入札内訳書に当該製品名等を記載すること。
- 2 「6 仕様」に記載の参考製品以外で、同等の品質、機能を有する製品により応札する場合は、入札参加申請時に質疑書及び製品仕様が明記されたカタログ等を提出し、担当部課の承諾を得ること。
- 3 契約金額には納入に係る費用を含めるものとする。
- 4 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。
- 5 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- 6 この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（「物品供給契約約款」を含む）に定めるとおりとする。